

よくある質問

No.	質問	回答
1	登録希望部門をクリックしてもファイルが開かず、情報を見ることができない。	応募要領及び申請書等のファイルはPDFファイルで掲載しています。 PDFファイルを見るためには「Adobe Acrobat Reader」が必要です。「Adobe Acrobat Reader」はページ画面下にあるアイコンから入手することができます。 なお、申請書等の様式につきましては、ワード（エクセル）ファイルも掲載しています。
2	ファイルは開くが、印刷面が真っ黒になるなど、完全にプリントアウトすることができない。	ダウンロード側のパソコン環境に関する対応は一切できません。 なお、どうしてもダウンロードできない場合は、執務時間内（正午から午後1時を除く）に、財務室契約担当で貸与する申請書原本を市役所1階行政情報センター等で有料コピー（1枚10円）することができます。
3	申請書類には、フラットファイルや綴じ紐が必要か。	フラットファイル等は必要ありません。申請書類は、「申請書類一覧表」の番号順に重ねて返信用封筒（94円切手を貼付した「長3封筒」）とともに「角2封筒」（A4用紙が折らずに入る大きさの封筒）に入れて郵送してください。
4	各証明書は原本が必要か。	複写機による鮮明な写しをもって代用することができます。なお、今回必要とする証明書は令和3年11月1日以降に発行されたものに限りです。
5	申請書受付票の返送が3月中旬以降であるため、受付期間中に市へ確実に到達したか確認することができない。	大量の申請書類を順次処理しているため、書類到達に関するお問い合わせには一切対応することができません。 つきましては、確実な到達の担保をご希望される方は、書留郵便等をご利用ください。
6	非課税または消費税免税事業者の場合、納税証明書関係の提出は不要か。	国税（法人税・申告所得税・消費税関連）と、更に市内事業者にあつては市税に未納がないことを確認させていただきますので、必ず「申請書類一覧表」において指示する証明書の提出が必要です。
7	納期が到来した市税を金融機関で納付したが、「明石市税完納証明書」はすぐに市民税課窓口で発行してもらえるのか。	納付後間もなく完納証明書を申請される場合には、必ず領収日付印の押印された領収書等の原本をご持参のうえ、市民税課窓口でその旨をお申し出ください。

提出時のチェック事項

No.	チェック項目
1	<input type="checkbox"/> 【全般】 提出方法に不備はないか。（宛名ラベル貼り付け漏れ、返信用封筒同封、94円切手貼り付け漏れ等）
2	<input type="checkbox"/> 【全般】 国税関連の納税証明書はあっているか。（税額の証明書は不可・未納のない証明が必要です。）
3	<input type="checkbox"/> 【全般】 証明書の発行年月日が古くないか。（今回は令和3年11月1日以降の発行日のものに限る。）
4	<input type="checkbox"/> 【全般】 申請書左下に使用印が押印されているか。または、不適切な印が押印されていないか。
5	<input type="checkbox"/> 【全般】 事業所確認書（市内・準市内業者のみ提出）において、市内施設が賃借である場合には、賃貸借契約書の写しが添付されているか。
6	<input type="checkbox"/> 【工事】 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）が古くないか。（今回は令和4年4月1日において有効なものに限る。）
7	<input type="checkbox"/> 【工事】 受任者を置く場合は、建設業許可申請の写し（営業所一覧の部分）が添付されているか。
8	<input type="checkbox"/> 【工事】 受任者を置く場合において、当該支店・営業所等が許可を受けていない工種を経営事項審査結果等入力票（様式工事2-2及び2-3）の当該工種欄に記載していないか。
9	<input type="checkbox"/> 【全般】 新規登録であるのに、継続業者用の申請書を使用していないか。